平成２６年（フ）第１２７６号
東京都大田区仲六郷１丁目38―10―202
破産者　古海　元輝
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４０９号
東京都江戸川区中葛西６丁目９―15―202
破産者　草薙　　望
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７７２号
東京都品川区旗の台４丁目２―６―402
破産者　芳賀　恒義
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１２４号
東京都葛飾区細田３丁目23―７　第１荒川荘203
破産者　齋藤　礼司
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１３０号
東京都港区西麻布２丁目16―２―202
破産者　梅原　朋之
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１３１号
東京都港区西麻布２丁目16―２―202
破産者　梅原　　泉
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１３２号
千葉県松戸市牧の原２―19　牧の原団地１―22―313、住民票上の住所東京都港区西麻布２丁目16―２―202
破産者　梅原　高義
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４７号
東京都豊島区駒込３丁目７―６―102
破産者　宍戸　亀男
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２６４号
東京都杉並区和泉４丁目７―５
破産者　原　　正之
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２６年（再イ）第２号
奈良県桜井市大字東新堂223番地の１
再生債務者　細野　信貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日　奈良地方裁判所

平成２５年（再イ）第３２０号
大阪市浪速区桜川４―４―６リンデ桜川402号、申立時の住所大阪市東淀川区瑞光１―６―12はなみずきグランドメゾン402号
再生債務者　大西　孝輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第８２号
千葉県松戸市八ケ崎６丁目９番地の15
再生債務者　野坂好市郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月24日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再イ）第３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸５丁目１番１号
再生債務者　穴澤　達男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月24日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第９号
大阪府泉大津市二田町２丁目５番10号モアクレストノアン102号
再生債務者　廣松　智宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第１０号
奈良県大和高田市旭南町７番31号
再生債務者　荒井　良太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月23日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（再イ）第１号
和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野1235番地
再生債務者　細川　修平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（再イ）第１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目８番28号コーポサンライズ203号
再生債務者　山田きよみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２６年（再イ）第６号
福島県郡山市横塚５丁目10番20号
再生債務者　金山　夏生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２６年（再イ）第１号
神奈川県逗子市新宿４丁目13番13―707号
再生債務者　川瀬　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月25日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（再イ）第３号
大阪府門真市大倉町６番３号
再生債務者　黒田　圭一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部